労働関係法令の遵守に関する確認書

【労働関係法令に定められた基準どおりに以下の事項が遵守されていること】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 確認欄 |
| 1 | 採用時に労働条件を明示した書面が交付されている（労働基準法第15条等） | □ |
| 2 | 最低賃金以上の賃金が労働者に支払われている（最低賃金法第4条） | □ |
| 3 | 所定労働時間外の労働に対し割増賃金が労働者に支払われている（労働基準法第37条等） | □ |
| 4 | 労働時間が週４０時間以下、１日８時間以下となっている（変形労働時間制を採用する場合や労働者が１０人未満の小売業、飲食業を営む場合などは、その場合に適用される時間以下となっている）（労働基準法第32条等） | □ |
| 5 | 毎週１回又は４週を通じて４日以上休日が与えられている（労働基準法第35条） | □ |
| 6 | 労働時間が６時間を超える場合は４５分以上、８時間を超える場合は１時間以上の休憩が与えられている（運送業、郵便業を営む場合は、その場合に適用される時間以上の休憩が与えられている）（労働基準法第34条） | □ |
| 7 | 年次有給休暇が与えられている（労働基準法第39条） | □ |
| 8 | 就業規則が作成され労働基準監督署長に届出されている（常時１０人以上の労働者を使用する場合）（労働基準法第89条等） | □ |
| 9 | ３６協定が締結され労働基準監督署長に届出されている（法令の定めによらず労働時間を延長し、休日に労働をさせる場合）（労働基準法第36条） | □ |
| 10 | 労働者名簿、賃金台帳が備え付けられている（労働基準法第107条） | □ |

【添付書類】当該事業所において使用・適用している下記の書類を提出してください。

①就業規則（労働基準監督署の受付印があるもの）

常時１０人以上の労働者を使用する場合のみ。賃金に関する規則やパートタイム労働者に関する規則などを別に定めている場合は、それらも併せて提出してください。

②労使協定（労働基準監督署の受付印があるもの）　※　労働時間を延長し、休日に労働をさせる場合のみ。

③最も１時間当たりの賃金が低い従業員の労働条件通知書、賃金台帳（直近１ヶ月分）、労働者名簿

※　提供された個人情報については、労働関係法令の確認のみを利用目的とし、それ以外の目的で利用することはありません。

労働関係法令で義務付けられている上記項目について遵守しています。

なお、「広島市中山間地域における中小企業の人材確保支援事業補助金」に係る立入検査において、上記の項目に関する確認を広島市が行う場合には、これに協力します。

また、上記の項目が遵守されていることを確認するため、本様式に記載された情報を労働基準監督署等の関係する官公庁等に照会することについて同意します。

令和　　年　　月　　日

（申請事業者）
住所又は所在地

氏名又は名称

代表者役職

代表者氏名